

著作権法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 趣旨

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）においては、権利者の許諾なく行われる私的使用目的のデジタル方式の録音・録画について、録音・録画を行う者が補償金を支払わなければならないこととする私的録音録画補償金制度が設けられており、同制度の対象となる具体的な機器及び記録媒体については政令で定めることとされている。

同制度については、知的財産推進計画 2022（2022 年 6 月 3 日知的財産戦略本部）において、「私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係省庁による検討の結論を踏まえ、可能な限り早期に必要な措置を構ずる。」とされており、これに関しては、関係府省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するため調査を実施した。（参考：私的録音録画に関する実態調査の結果概要）

こうしたことを踏まえ、私的録音録画補償金制度の新たな対象機器として、ブルーレイディスクレコーダーを規定することとする。

2. 改正の概要

（1）新たな対象機器の追加

現行の著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号。以下「政令」という。）第 1 条第 2 項においては、著作権法第 30 条第 3 項の規定の委任に基づき、制度の対象となる録画機器を各号で規定している。

これについて、現在、アナログ信号をデジタル信号に変換して影像を記録する機能を有するブルーレイディスクレコーダーは既に規定されているが、こうした機能の有無にかかわらず、ブルーレイディスクレコーダーが制度の対象機器となるように新たに規定することとする。

なお、これに伴い、政令第 1 条の 2 第 2 項に基づき、新たな対象機器による録画に用いられるブルーレイディスクも制度の対象となる。

（2）経過措置

改正後の政令の規定は、施行後に購入したブルーレイディスクレコーダー及びブルーレイディスクについて適用することとする。

3. 施行期日（予定）

公布日から起算して 30 日を経過した日

参考：私的録音録画に関する実態調査の結果概要

令和2年に関係府省庁（内閣府知的財産推進事務局、総務省、文部科学省、経済産業省）で共同し、私的録音録画の実態調査を委託事業として実施した（※）。その結果によると、調査対象とした機器のうち、ブルーレイディスク（BD）レコーダー（HDD内蔵型）は、過去1年間で保存した記録容量のうちテレビ番組データ（＝契約により権利者に対価が還元されていない動画）の占める割合の平均値が52.2%で半分を超える水準であった。また、当該機器については、日常的によく使用する用途として「録画」を選んだ者の割合が約7割、過去1年間に録画をしたことがある者の割合が約9割であった。

※ 私的録音録画に関する実態調査報告書(令和2年11月みずほ情報総研株式会社)
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/92955401_01.pdf